

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第105号
事故等種類	衝突（護岸）
発生日時	平成27年7月21日 16時30分ごろ
発生場所	東京都中央区の清洲橋上流（隅田川） 二ノ橋三等三角点から真方位017°1,240m付近 （概位 北緯35°41.13′ 東経139°47.54′）
事故等調査の経過	平成27年7月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ コウセイ、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	230-50061埼玉、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし 同乗者、操縦免許なし
死傷者等	軽傷 2人（操縦者及び同乗者）
損傷	左舷船首に破損
事故等の経過	本船は、操縦者及び知人（以下「同乗者」という。）1人が乗船し、水上オートバイ数隻及びプレジャーボート1隻と共に休憩のために隅田川の清洲橋上流の川の中央付近で漂泊した後、操縦者が中立運転から発進させたところ、右岸上流部に向けて直進し、平成27年7月21日16時30分ごろ、左舷船首が護岸に衝突した。 操縦者及び同乗者は、衝突の衝撃で落水し、救助された後、救急車で病院に搬送され、操縦者が頭部裂傷を、同乗者が腹部打撲をそれぞれ負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約7.1m/s、視界 良好 水象：水上 平穏
その他の事項	本事故発生場所付近の川幅は、約130mである。 同乗者は、本船を漂泊中のプレジャーボートに係留しようとしていたところ、操縦者が本船に乗って発進させたため、急いで後部の座席に腰を掛け、操縦者に発進場所に戻るように叫んだ。 操縦者は、本事故当時の記憶を失っていた。 操縦者は、本事故当時、水上オートバイを初めて操縦したが、以前、水上オートバイに同乗した経験があり、操縦方法を知っていた。 操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>本船は、隅田川の清洲橋上流において漂泊した後、操縦者が、中立運転から発進させたところ、右岸に向けて直進したことから、護岸に衝突したものと考えられるが、操縦者から情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士の免許を受有していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、隅田川の清洲橋上流において漂泊した後、操縦者が中立運転から発進させ、右岸に向けて直進したため、護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦免許を取得せずに、水上オートバイを操縦しないこと。